

## 県外災害発生時のボランティア派遣方針

### ●派遣の基準

次の①～⑦のすべてを満たした場合に派遣を行う。

- ① 規模：相当規模の災害(地震の場合には震度6強程度を、水害の場合には激甚災害相当を目安とする。)
- ② 地域：北信越、東海、近畿地方など片道4時間内程度
- ③ 福井県が“接触機会の低減を目指した外出自粛”や“県境を越えた移動の自粛”を県民に要請していないこと。
- ④ 派遣先の被災県が“週平均の新規感染者が人口10万人当たり15人以上”でないこと。
- ⑤ 派遣先に被災県災害対策本部およびボランティアセンターが設置されていること。
- ⑥ 派遣先の被災県知事、災害対策本部長またはボランティアセンター長の派遣要請意思が確認できること。
- ⑦ PCR検査において陰性であることなど、別に定める「参加者要件」を満たすこと。

【注1】①～⑦の基準を満たさない場合であっても、特段の事情により派遣の必要性があると認められるときは、その都度検討するものとする。

### ●参加者要件

○派遣前のオリエンテーションで実施するPCR検査において陰性であること。

○また、下記事項に該当するものでないこと。

- ・発熱37.5℃以上、呼吸器症状（咳、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、息苦しさ）、頭痛、全身倦怠感の症状がある者
- ・嗅覚・味覚に障害がある者
- ・上記の症状が家族や同居人に見られる者
- ・海外渡航歴があり、帰国後2週間を経過していない者
- ・新型コロナウイルス感染症患者と接触（1m以内、15分以上の接触の可能性のある者）してから2週間を経過していない者
- ・糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患がある者、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者、妊婦

○その他、受け入れ側の求める要件を満たすこと。

※帰福後2週間程度は体調管理や感染防止対策に注意して行動し、体調に異常が見られる場合は、速やかに事務局の県民活躍課に連絡すること。

## ●派遣の手順（基本フロー）

※同時進行や簡素化するなどして、迅速かつ柔軟に対応するものとする。

